

平成26年2月20日

伊丹市議会議長

山 内 寛 様

請 願 者

住 所 伊丹市鈴原町6丁目42-23

氏 名 「特定秘密保護法」廃止を求める

伊丹連絡会 代表 小泉 勇

紹 介 議 員 上 原 秀 樹

国に対して「『特定秘密の保護に関する法律』を改めて慎重に審議することを求める意見書」を提出することを求める請願書

【請願趣旨】

さきの臨時国会において可決成立した「特定秘密の保護に関する法律」は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定でき、国民には何が特定秘密なのか明らかにされず、国民が必要とする情報が隠される恐れがあります。また、情報に接近しようとするさまざまな行為が処罰の対象となることから、国政情報に国民がアクセスすることや公務員がこれを外部に発する行為を萎縮させる可能性が大きく、さらに報道機関による取材の自由、報道の自由を実質的に失わせることになり、ひいては民主主義の前提である国民の知る権利を侵害することにつながります。

このような国民の知る権利、表現の自由を揺るがす重要な法律を、十分な審議時間を確保することなく、民主主義のルールを無視して成立させたことは、わが国における民主主義を踏みにじるものです。どの世論調査でも、国民の5割が反対し、8割が慎重審議を求めている中で採決を強行した国会閉会后、安倍首相が「厳しい世論は国民の叱声であると謙虚に真摯に受け止めなければならない。私自身がもっと丁寧に時間を取って説明すべきだったと反省している」と発言をせざるをえなかったことが、このことを裏付けています。

共同通信社によって、成立後の12月8、9日に行われた調査では、「法律に不安を感じる」が70.8%、「法律を修正する・廃止する」が82.3%に上り、今年1月25、26の同調査でも、「廃止する」が28.2%、「修正する」が46.6%となっています。成立後もこれだけの国民が危惧している法律はこのまま施行するべきではありません。

**【請願項目】**

国に対して「『特定秘密の保護に関する法律』を改めて慎重に審議することを求める意見書」を提出することを求めます。